

不正受給が判明した場合は 公表・返還請求を行っています！

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金は、多くの事業所にご利用いただいておりますが、虚偽の支給申請を行うなど、一部に不正な受給もみられます。このため、都道府県労働局では、不正受給が判明した場合、特に重大又は悪質なものであると認められる事案について、ホームページ上で以下の内容を公表しています。さらに、既に支給した助成金については、不正受給した額に加えて、延滞金及び不正受給した額の2割に相当する額の合計額の請求を行います。

不正受給が判明した場合

【公表について】

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、事業概要
- ・ 支給決定取消日、不正受給金額
- ・ 不正の内容を **公表** しています。

✗ 特に悪質な不正受給の場合は、捜査機関に対して刑事告訴等を行うこともあります。

【返還請求について】

- ・ 不正受給した助成金の額
- ・ 不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金
- ・ 不正受給した助成金の額の2割に相当する額の **合計額の返還請求** を行います。

✗ 上記に加えて、雇用関係助成金の5年間の不支給措置を行います。

